

平成二十五年十二月四日提出
質問第一二七号

製薬企業からの資金提供に関する質問主意書

提出者 長妻 昭

製薬企業からの資金提供に関する質問主意書

一 二〇一二年度の製薬企業（日本製薬工業協会会員の製薬企業）が、医師や医療機関等に提供した資金の総額は、約四七〇〇億円と報告された。これは事実か。

二 この資金のうち、国立大学、国立病院、労災病院、及び、前三機関を除く独立行政法人が受け取った金額（所属している医師・研究員の受領も含む）は、それぞれいくらか、お示し願いたい。

三 「二」の問いに、回答できない場合、回答できるように調査をしていただきたいと願っているが、いかがか。

四 製薬企業から、国立大学、国立病院、労災病院、及び、前三機関を除く独立行政法人が資金を受け取った場合（所属している医師・研究員の受領も含む）、公開する義務はあるのか。あるとすれば、それぞれ、どのような内容か、組織別にお示し願いたい。

また、公開義務があるとするれば、公開対象者の全体に占める人数比率もお示し願いたい。

五 製薬企業から、国立大学、国立病院、労災病院、及び、前三機関を除く独立行政法人に所属する医師・研究員が、接待費や、講演・原稿料をはじめ、個人に支払われる資金として受領した金額は、それぞれい

くらか。お示し願いたい。

六 米国には、二〇一〇年に成立した、いわゆるオバマケア法に、製薬企業からの資金の流れを透明にするためのサンシャイン条項がある。この規定をご存じであれば、内容をお示し願いたい。

七 巨額の資金が製薬企業から、医師や医療機関等に提供される現状に関して、透明性は、十分確保されているとお考えか。

八 手始めに、せめて、公的病院である、国立大学、国立病院、労災病院、及び、前三機関を除く独立行政法人が、製薬企業から資金を受け取った場合（所属している医師・研究員の受領も含む）、当該機関に、公開を義務付けることが必要と考えるが、いかがか。

九 現状のように製薬企業が個別に、大学病院等に資金を流す方法について、さらに、改善の余地があるとお考えか否か、見解をお示し願いたい。

以上、内閣の見解を問う。

質問番号ごとに、具体的にご回答をいただきたい。

右質問する。